

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

令和6年2月6日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第2号

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第7条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 企業長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(任期の更新)

第3条 企業長は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、企業長が別に定める給料表を適用する。

2 企業長は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合及びその場合における号給は、企業長が別に定めるものとする。

3 企業長は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、企業長が別に定める額とすることができる。

4 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額を企業長が別に定める額とする。

5 企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、企業長が別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

6 特定任期付職員には、期末手当を企業長が別に定めるところにより支給する。

7 特定任期付職員のうち常時勤務に服することを要する者が退職（職員としての身分を

失うことをいう。)をした場合には、退職手当を、広島県水道広域連合企業団と広島県市町事務組合との間における退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する規約(令和5年広島県水道広域連合企業団告示第1号)第2条の規定により支給する。

- 8 第2項の規定による号給の決定、第3項及び第4項の規定による給料月額決定、第5項の規定による特定任期付職員業績手当の支給及び第6項に規定する期末手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例等の適用除外等)

第5条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「給与条例」という。)第3条から第6条まで、第8条、第17条の2から第23条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第3項、第16条及び第24条の規定の適用については、給与条例第2条第3項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」及び広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第5項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条中「管理職手当を受給する職員」とあるのは「管理職手当を受給する職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(給与の減額)

第6条 正規の勤務時間に特定任期付職員が勤務しないときは、広島県水道広域連合企業団就業規則(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号)第20条に規定する時間外勤務代休時間並びに第30条及び第32条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことについて企業長の承認があった場合(企業長が別に定める場合に限る。)を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(休職者の給与)

第7条 特定任期付職員が休職にされたときは、企業長が別に定めるところにより給与を支給することができる。

- 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可を受けた特定任期付職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業をしている特定任期付職員の給与)

第8条 育児休業法第2条の規定による育児休業をしている特定任期付職員には、その育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 前項の特定任期付職員のうち企業長が別に定める職員には、同項の規定にかかわらず、

期末手当を支給する。

(実施規定)

第9条 この条例の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。